沖縄市災害廃棄物処理計画 【概要版】

令和6年3月



沖縄市災害廃棄物処理計画【概要版】

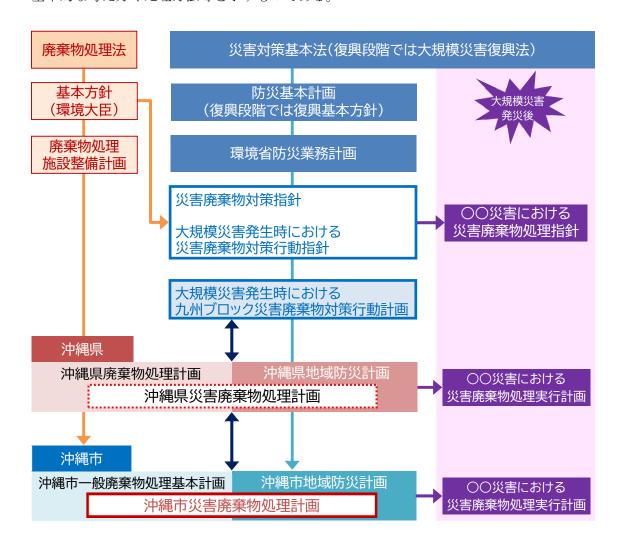
第1編 総則

1-1 目的

本計画は沖縄市において、自然災害等による災害廃棄物に関して予測される事態への対応策、災害廃棄物処理の手順をあらかじめ定めるとともに、災害発生に備えて平常時から取り組んでおくべき事項を整理し、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すため策定した。

1-2 本計画の位置づけ

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「災害対策基本法」をふまえて定められた「災害廃棄物対策指針」や「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」をふまえ、「沖縄県災害廃棄物処理計画」に基づき、「沖縄市地域防災計画」及び「沖縄市一般廃棄物処理基本計画」と整合性をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するための基本的な考え方や処理方法等を示すものである。



1-3 対象とする災害

本計画では、地震災害及び水害、その他自然災害を対象とする。災害廃棄物発生量等の推 計にあたっては、本市で想定する災害のうち、被害の最も大きい直下型地震、津波を伴う地 震、想定最大規模の水害を対象とする。

対象とする災害		最大震度·浸水深
直下型地震	石川-具志川断層系による地震	最大震度 6強
津波を伴う地震	沖縄本島南東沖地震3連動	最大震度 6 弱
水害	比謝川の氾濫	最大浸水深 5~10m未満

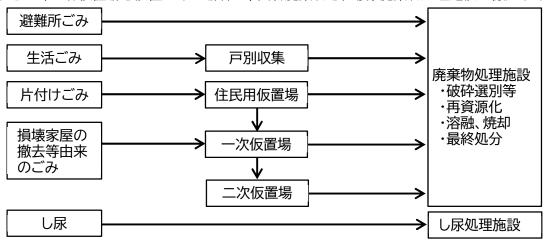
1-4 災害廃棄物等の種類

災害時には、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや仮設トイレ等からの汲み取りし尿、 災害廃棄物への対応が必要である。災害廃棄物は、自然災害に直接起因して発生する廃棄物 のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するものであ り、住民が自宅内の被災した家財道具等を片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋 の撤去(必要に応じて解体)等に伴い排出される廃棄物がある。

廃棄物の種類・内容		
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ	
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ	
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水	
災害廃棄物	可燃物/可燃系混合物、木くず、畳・布団、不燃物/不燃系混合物、コンクリートがら等、 金属くず、廃家電(4品目)、小型家電/その他家電、腐敗性廃棄物、 有害廃棄物/危険物、廃自動車等、その他、適正処理が困難な廃棄物	

1-5 基本的な災害廃棄物等の処理の手順

災害廃棄物等は平時の処理ルートを活用して処理することを基本とする。災害の規模が 小さい等で各仮置場を設置しない場合は、災害廃棄物を直接、廃棄物処理施設に搬入する。



※危険物や廃家電等は既存の処理ルートで処理を行う。

住民用仮置場:住民が片付けごみを搬入する仮置場。

一次仮置場:災害廃棄物を一定期間保管し、必要に応じて粗破砕・粗分別を行う仮置場。

二次仮置場:一次仮置場等の災害廃棄物を集約し、必要に応じて仮設処理施設を設置して破砕・選別

を行う仮置場。

1-6 処理期間

災害発生から 3 年以内の処理完了を基本とし、被災地域の災害廃棄物の発生状況や処理 先の確保状況等を踏まえて適切な処理期間を設定する。

1-7 対策方針

市は、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、 最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の 迅速かつ適正な処理を行うものとする。

1-8 処理方針

処理方針は以下の6つとする。

処理方針	内容
	災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国・県の
災害廃棄物	関係する指針・計画、本計画等に基づき必要に応じて、災害廃棄物処理実
処理体制の確保	行計画を策定するとともに、処理体制を速やかに確保する。沖縄市は、市内
	で廃棄物処理が困難な場合、広域処理体制の構築を県に要請する。
仮置場、	沖縄市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とす
最終処分地の	るが、それが困難な場合、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確
確保	保について、県及び環境省の支援を受けて確保する。
リサイカルの独立	災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサ
リサイクルの徹底 	イクルに努めることとする。
環境汚染の未然	 障害物の除去にあたっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び
防止、住民·作	住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。
業者の健康管理	住民、作業有の健康自建及の女主自程に十分配慮するののとする。
	ごみの収集は、被災地及び避難所に市の車両を配車して速やかに行う。な
収集方法	お、災害が広範囲にわたり市の車両のみでは収集できない場合は、委託業者
	車両及び許可業者車両を借上げて収集する。ごみの集積地は、地域自治会
	長と協議して定め
処理方法	ごみの処理は、原則として倉浜衛生施設組合の処理施設において処理する
	が、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行う。

1-9 処理主体

災害廃棄物は、地震災害等の自然災害により生じたものであり、大規模災害時には建物被害による木くず、コンクリートがらや津波堆積物等が大量に発生する。これらの災害廃棄物は、適切に処理を行わない場合、復旧・復興の遅延や生活環境保全上の支障を生じる可能性がある。災害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条等を勘案すると、基本的には沖縄市が処理の主体となる。

1-10 沖縄市の地域特性と発生する災害廃棄物の特徴、発生時の課題等の整理

沖縄市は北部地区、中部地区、東部地区、西部地区の4つの地区に区分しており、地区別 に発生が懸念される災害廃棄物の特徴等を整理した。

発生する	災害の	対応が懸念	
災害廃棄物の特徴	種類	される地区	
水害由来の災害廃棄物	水害	北部、中部、 西部	
 土小	地震	東部地区を	
土砂、流木	水害	中心	
油油####	津波	東部地区	
津波堆積物	地震		
水産廃棄物、	进步		
漁具·漁網、	津波	東部地区	
船舶等の処理困難物	地震		
片付けごみ、損壊家屋の	地震	中部地区を	
撤去等由来の災害廃棄物	水害	中心	
東米 조 伽索奇栅	地震	中部地区等	
事業系一般廃棄物 	水害	の市街地	
		北部地区、	
米軍基地から発生する	地震	西部地区等	
災害廃棄物	水害	(米軍基地所	
		在の地区)	



第2編 災害廃棄物対策

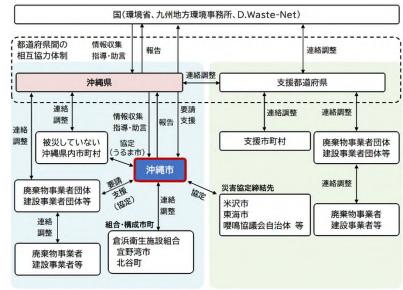
2-1 災害廃棄物対策の担当組織

沖縄市の災害廃棄物対策の担当組織は「市民対策部環境班」である。

2-2 市町村等、都道府県及び国の協力・支援

沖縄市に被害が集中 し、災害廃棄物等への対 応が困難になった場合 は、沖縄県内の被災して いない市町村又は被害が 軽微な市町村との広域的 な処理体制を構築する。 また、沖縄市が締結して いる災害時の協定締結先 に支援を要請する。

沖縄県全体が広域的に被災し、沖縄県内他市町



村からの支援が期待できない場合、沖縄県を通じて国や他都道府県への支援要請を行う。

2-3 各推計量について

対象災害における建物被害等をもとに、災害廃棄物対策指針等に基づき災害廃棄物発生 量等の推計をした。

項目	石川-具志川断層系 による地震	沖縄本島南東沖地震 3連動	比謝川の氾濫
片付けごみ量(t)	33,548	32,580	500
災害廃棄物発生量(t)	1,311,308	1,657,373	13,668
避難所ごみ発生量(t/日)*1	10.2	13.1	_
仮設トイレ必要基数(基)※2	626	748	-
片付けごみの 仮置場必要面積(m²)	30,678	29,793	457
災害廃棄物の 仮置場必要面積(m²)	433,049	543,174	4,305

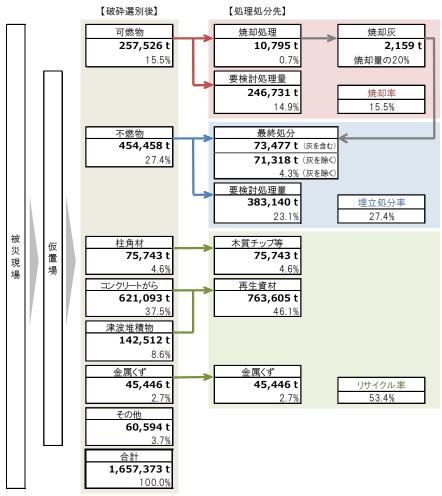
※1:最大となる1週間後 ※2:最大となる1日後

2-4 災害廃棄物処理フロー

石川-具志川断層系に よる地震及び沖縄本島 南東沖地震3連動では、 いずれも平時の処理処 分先であるエコトピア 池原及びエコボウル倉 浜での処理可能量・埋立 処分可能量を上回って いる。沖縄本島南東沖地 震3連動では要検討処 理量が最も多く、可燃物 246,731 トン、不燃物 383,140 トンであり、発 災時には民間事業者や 他自治体での広域処理 等を検討し、処理処分先 を確保する。

一方、比謝川の氾濫では、可燃物、不燃物ともに平時の処理処分先で受け入れ処理が可能と想定される。

【沖縄本島南東沖地震3連動の災害廃棄物処理フロー】



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

2-5 仮置場の選定

発災後、速やかに仮置場を設置できるよう、平時に候補地をリストアップし、災害時の利用について関係部局等と調整を行う。発災後は、被災状況に応じて候補地からより適した土地を仮置場として選定する。

仮置場候補地は、公有地を基本として選定するが、災害時には、救助活動の拠点や応急仮設住宅の建設予定地であるなど、他の用途により利用できない場合もある。また、本市は人口密度が比較的高く、大規模災害時には仮置場用地の確保が難しいことが想定される。このため、仮置場が不足する際は、以下に示す対応を検討する。利用可能な土地を最大限活用できるよう、被災現場や仮置場での分別に努める。

【仮置場不足時の対応 (例)】

- ・便乗ごみの発生を抑制する。
- ・被災現場で可能な限り分別し、災害廃棄物の種類に応じて処理処分先に直接搬入する。
- · 仮置場が逼迫する前に、処理処分先に搬出する。
- ・仮置場の動線、レイアウトを見直し、分別、搬出をスムーズに行う。
- ・損壊家屋の解体と仮置場への搬入を計画的に実施する。

2-6 生活ごみの対応

災害時の生活ごみは、平時と同様の区分で分別排出する。焼却施設や収集運搬車両の被 災状況等に応じて、生活ごみの収集頻度を一時的に変更する等の対応を行う。

発災後の都市機能の麻痺状態などを勘案しても、発災後3~4日後(特に、夏季は早期の 取り組みが必要)には収集運搬・処理を開始することを目標とする。

2-7 避難所ごみの対応

避難所ごみの収集運搬、処理は平時の体制により実施する。発災後3~4日後に収集・処理を再開することを目標とする。

処理施設が被災するなど、平時の体制で対応が困難な場合は、県や協定締結先等に支援を 要請する。

2-8 し尿の対応

し尿の収集運搬、処理は平時の体制により実施する。発災後 3~4 日後に収集・処理を再開することを目標とする。処理施設が被災するなど、平時の体制で対応が困難な場合は、県や協定締結先等に支援を要請する。

2-9 災害廃棄物処理実行計画の作成

発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を 把握した上で、必要に応じて実行計画を作成する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。